

ぐんまSSHネットワーク
設置要綱

群馬県教育委員会事務局高校教育課

(設置の目的)

第1条 ぐんまSSHネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、県内SSH指定校間の連携を強化し、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を目的として設置する。

(構成)

第2条 ネットワークは、次に掲げる機関をもって構成する。

- (1) 県教育委員会事務局
- (2) 県内SSH指定校
- (3) その他、県教育委員会事務局が承認した学校等

(所管事項)

第3条 ネットワークは、次に掲げる事項を所管する。

- (1) SSH指定校間の連絡調整に関すること。
- (2) SSH指定校の研究開発に資する情報共有に関すること。
- (3) SSH指定校の研究開発の成果発表に関すること。
- (4) SSH指定校の研究開発の成果普及に関すること。
- (5) その他、SSH指定校の研究開発の推進に必要な事項に関すること。

(連絡協議会)

第4条 ネットワークの所管事項は、構成機関の代表者及び担当者と構成する連絡協議会により協議する。

- 2 連絡協議会は、原則として年1回開催する。
- 3 県教育委員会事務局が必要と認めたときは、臨時の連絡協議会を招集できる。

(推進会議)

第5条 連絡協議会において協議された事項は、構成機関の担当者と構成する推進会議により検討する

- 2 推進会議は、年2回開催する。
- 3 県教育委員会事務局が必要と認めたときは、臨時の推進会議を招集できる。

(ネットワーク事務局)

第6条 ネットワークの円滑な運営を図るため、ネットワーク事務局（以下、「事務局」という。）をSSH指定校のうち1校に置く。

- 2 事務局は構成機関との調整やホームページの運営等、必要な業務を行う。
- 3 事務局は県教育委員会事務局が選定する。
- 4 事務局の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、連絡協議会で協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。